

【表紙】

【提出書類】 変更報告書1

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 シティユーワ法律事務所
弁護士 寺田 昌弘

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル

【報告義務発生日】 令和2年8月28日

【提出日】 令和2年9月4日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと
当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジャパンディスプレイ
証券コード	6740
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証1部

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド (Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	179094 シンガポール、ハイストリートセンター #06-08 ノースブリッジ ロード 1 (1 North Bridge Road, #06-08 High Street Centre Singapore 179094)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成18年5月21日
代表者氏名	ナヴェイド エジャズ ファルーキ (Navaid Ejaz Farooqi)
代表者役職	パートナー (Partner)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 長井 沙希、塚本 弥石
電話番号	03-6212-5500

(2)【保有目的】

安定株主として長期保有。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			772,000,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 2,308,329,640
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,080,329,640
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,080,329,640
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		2,308,329,640

保有株券又は投資証券等772,000,000株のうち100,000,000株は、保有するD種優先株式(500株、議決権なし)の全てが普通株式に
転換された場合の株式数である。

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年8月28日現在)	V	2,638,165,800
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		62.27
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		41.87

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
-----	--------	----	----	----------	----------	----

令和2年8月28日	新株予約権証券	672,000,000	13.59	市場外	処分	0円(左記新株予約権証券は放棄したものである)
令和2年8月28日	株券	100,000,000	2.02	市場外	取得	10,000,000円
令和2年8月28日	新株予約権証券	2,308,329,640	46.67	市場外	取得	0円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1 当該株券等の所有者等

当該株券等はユニット・トラストであるいちごトラスト(以下「保有者」)が保有しており、提出者は保有者から、投資一任契約により、投資運用に関する権限を委託されている。

2 当該株券等に関する重要な契約について

当該株券等のうち保有株券の中のB種優先株式について

発行要項上、発行者の取締役会の承認がない限り譲渡禁止。払込期日の1年後の応当日以降、転換価額50円(但し一定の場合には調整される)で発行者の普通株式への転換が可能。

保有者と発行者間の契約上、普通株式に転換された場合、その半数(保有株券336,000,000株の取得請求権行使で発行される普通株式)については保有株券の払込期日以降3年間、他の半数(他の保有株券336,000,000株の取得請求権行使で発行される普通株式)については同5年間、発行者の事前の同意がない限り保有者は譲渡禁止。

当該株券等のうち保有株券の中のD種優先株式について

発行要項上、発行者の取締役会の承認がない限り譲渡禁止。また、払込期日の1年後の応当日以降、転換価額50円(但し一定の場合には調整される)で発行者の普通株式への転換が可能。

当該株券等のうち保有新株予約権について

発行要項上、保有新株予約権の対象となる株式は発行者のE種優先株式であり、新株予約権1個あたりの付与株式数は277株、行使価額は1株につき10,000,000円である。保有者と発行者間の契約上、保有新株予約権は2020年10月1日以降四半期毎に5個ずつ段階的に行使可能。

発行要項上、発行者の取締役会の承認がない限り譲渡禁止で、また保有者と発行者間の契約上、保有者は譲渡禁止。

保有新株予約権の行使により取得するE種優先株式について

発行要項上、発行者の取締役会の承認がない限り譲渡禁止。また、E種優先株式の払込期日(当該E種優先株式が発行された日)の1年後の応当日以降、転換価額24円(但し一定の場合には調整される)で発行者の普通株式への転換が可能。

なお、保有者は本年8月28日に、D種優先株式及び保有新株予約権の取得と引き換えに、本年3月26日に取得した第11回新株予約権の全部を放棄した。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	55,400,000
上記(Y)の内訳	顧客資産
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	55,400,000

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地